

平成30年第9回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年9月6日(木) 13時29分から14時36分

2. 開催場所 保健福祉センター香北2階

3. 出席委員 (19名)

会長	19番 原 心一			
会長職務代理	3番 公文 久郎	5番 森安 正		
委員	1番 三谷 富重	2番 大岸 高晴	4番 三木 克司	
	6番 水田 義郎	7番 上島 陽子	8番 岡田 修一	
	9番 村田 正博	10番 宗石 和彦	11番 横山 実男	
	12番 西岡 久	13番 堤 昭雄	14番 西村 広幸	
	15番 小松 和啓	16番 門脇 節夫	17番 山崎 彰	
	18番 山崎 彰	19番 小松 源一		

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	非農地証明願いについて
	第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第4号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第5号	農業振興地域整備計画の変更について
	第6号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務次長	西村 安史
農地主幹	公文 正志
農地主事	久保井 祥太
農地係長	伊井 英智

7. 会議の概要

議	長	開会(13時29分) 皆さんこんにちは。定刻が参りましたので、出席予定者が見えてない人が数名おりますけれども、本日の会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。それぞれ皆さん方大変お忙しい中、出席頂きまして有難うございます。 また、先般はですね、台風19号、そして21号と四国の方に上陸をすることで心配しましたが、おかげさまで香美市等についてはあまり大した被害もなかって、非常に良かったかなあと思っています。香北でこの間の21号の台風でハウスが若干傷んだ人がおいでと聞いておりますけれども、総体的にですね、あまり大きな被害が無かったというふうなことです。最初からかなり大きい大きい、超大型と言っていたが、近畿圏、和歌山、大阪、滋賀県等についてはですね、大きな被害が出ております。九州、そして四国の間辺りにあの台風が入ったらですね、香美市についてもああゆう大きな被害になっ
---	---	--

ちゃあせぎつたろうかというふうに非常に心配をするわけですけども、おかげ様で今度の台風についてはあまり被害が出ずに良かったなあというふうに思っています。

今日はですね、朝とうから北海道で大きな地震があったということで、北海道全域が停電というふうな過去に考えられんような災害も起こってます。21号の台風ではですね、大阪の空港が水没する、そして今もまだ使用できない。そして今度は札幌の方でも空港がですね、使用ができないというふうなことで、大変大きな被害があつてですね、私たちがびっくりするようなことになっておりますけれども、こういうことが高知県等に来た時に果たしてどんな姿になって、後の復旧がどんな形を取らなあいかんろうかっていうふうなことを心配しますとちよつと想像がつかんような思いもしております。そういうことがなかったということで自分達だけが良かったというわけではないですけども、まあひとつ災害には十分注意をしながらですね、やっていかなあいかんというふうに思っています。事前にですね、災害に耐えられるような施設も建設もされておりますけれども、多分、いくら立派なハウスを建ててもあれだけの大きな台風がまともに来たらですね、なかなか持ち堪えることは難しいじゃないろうかと。一般の家が飛んでいくような台風ですので、そういうことでの心配もするわけですけども。心配事ばかりでもいきませんので、これから先、皆さん方もですね、十分に備えを持ちながら対応出来るような形でですね、進んでいかなあいかんと思っています。

本日の会をですね、ただ今より進めて参りたいと思いますが、後で皆さん方に相談をせなあいかん案件が3件程あります。初めてのことであったり、それから、今までやってこられよつておつた研修会であったりということもあるわけですけども、また、事務局の方から詳しく説明致しますので、皆さん方にご賛同を頂いてですね、より多くの皆さんに参加をして頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは進めて参りますので、よろしくお願いをしたいと思います。

すいません、今日はですね、欠席者0名ということですが、議事録署名につきましては森安委員、そして水田委員にお願いをしたいと思いますのでよろしくお願いを致します。なお、議事の訂正で議事の差し替え、資料の追加等がありますので、事務局の方より、説明をしたいと思いますので、事務局、すいません、よろしくお願い致します。

事務局

議案書で先週配つた分の差し替えになりますので、今日配つた方は差し替えております。議案書の7ページ、利用権の議案書になりますけど、机に置いてますけど、第4号の分を机に置いてる方に差し替えをお願いします。追加というか5番の方が増えております。それと資料が2枚ありまして、その方の資料が、利用権設定の資料が2枚有りますけど、追加となります。

議長

以上、資料の差し替え、また変更等につきまして説明がありました。ただ今より平成30年の第9回の定例会を進めていきたいと思っておりますので、議案書に浴いまして順次進めて参りたいと思います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町影山字五反田1165番、地目は田、面積は522㎡、譲受人の耕作面積は15,538.61㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は1で10a当り478,927円で総額250,000円です。

2番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

■■■■、■■■■、申請地は香北町美良布字下モゴウジョウ746番、地目は田、面積は1,975㎡、譲受人の耕作面積26,422㎡、譲渡理由は労力不足、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は2で10a当り1,500,000円で総額2,962,500円です。

3番、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■、■■■■、申請地は香北町菰生野字松ヶ瀬56番、地目は田、面積は316㎡、外4筆、計5筆で2,879㎡、譲受人の耕作面積は15,170㎡、譲渡理由は高齢化、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は3で10a当り700,000円で総額2,015,300円です。

4番、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■、■■■■、申請地は香北町菰生野字西ヲソバ106番2、地目は田、面積は406㎡、外1筆、計2筆で735㎡、譲受人の耕作面積は15,170㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は4で10a当り700,000円で総額514,500円です。

5番、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■、■■■■、申請地は香北町梅久保字宮ノ奈路239番1、地目は畑、面積は46㎡、外3筆、計4筆で533㎡、譲受人の耕作面積は6,268㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は5で10a当り190,000円で総額101,270円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

引き続き補足説明をさせていただきます。3番と4番ですが、譲受人は同じ方で写真資料の3、4に写っているハウスについては譲受人のお父さんが利用権設定で、これまでニラを栽培をしていた農地となります。5番については譲受人が■■■■の方で以前に同じ申請がありました。前は■■■■で耕作がされていない農地があったため、取り下げになっていた案件です。今回解消がされたため申請があったものです。以上です。

議 長 以上説明が有りましたので、議案第1号につきまして、皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。

大岸君、すまん、今度ほら1番で■■■■の土地を■■■■さんが買うちゅうやいか。この間前回売りに出ちよった■■■■さん、あの人の土地と近くよね。

委員(2番) 上下位じゃない。

議 長 ひょっと■■■■さんに話をしてみてください。規模拡大で予定があるやったらこっちの土地も近くやき、売りに出ちゅうがあという話をしてもらいたい。折角売りたいと言う人が出ちゅうでよね、あっせんをして委員会が努力して売れるようになると非常に有り難い。場所が極端に離れちゅうやったら言うても申し訳ないけど、今度買うところとあんまり変わってないし、単面的にもこの間は一応相場程度というかはっきりした金額は出てなかったけど、今度はまあはっきりした金額が出ちゅうきよね、これ以上に高く買えというわけにはいかんと思いますので、極端な話、山に近いということもあってですね、値段を値引きをするということもひとつの方法になろうかと思いますが、ちょっとご相談をして頂いたら有り難く思います。よろしく。

委員(2番) はい。

議 長 ええと何かご質問は有りませんか。格段無いようでしたら採決に入りたいと思いますのでご異議ございませんか。

——異 疑 な し ——

議 長 それでは議案第1号農地法第3条の許可申請について、賛成の方の挙手をお願いします。

——全 員 挙 手 ——

議 長 はい、どうも全員賛成です。有難うございました。引き続きまして議案第2号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町小田島字後口田265番、地目は田、面積は214㎡、外2筆、計3筆で合計は428㎡、非農地化した理由は、平成12年頃、両親の高齢化に伴い、田及び畑としての耕作を放棄し、以降、265番と276番2については雑草、雑木等が繁茂し、276番3は石あるいは土を盛った荒地として現在に至る。調査員は村田委員で資料は6です。

2番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は物部町楮佐古字シイヤ706番、地目は田、面積は42㎡、外3筆、計4筆で合計は404㎡、非農地化した理由は、周囲が山林であり、耕作条件が悪かったので昭和50年頃杉を植林し、現在に至る。調査員は公文委員で資料は7です。

3番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は物部町楮佐古字シイヤ1547番、地目は畑、面積は267㎡、外1筆、計2筆で合計は1,205㎡、非農地化した理由は、周囲が山林であり、耕作条件が悪かったので平成50年頃杉を植林し、現在に至る。調査員は公文委員で資料は8です。以上です。

議 長 すいません、補足説明を村田委員すいません。

委員(9番) はい、資料の6-1の航空写真を見て下さい。黄色で囲んだ3箇所が申請地でありまして。航空写真を見て頂いたら黄色に囲った3箇所の周囲、ほとんど荒れて木が生い茂っておりまして。6-2は6-1の写真の右端の稲を耕作している田んぼの上に蔵、蔵と思いますけど、これの右側が②です。石を盛ってこんな状態になっておりまして周囲がほとんど耕作されていまして、木が生い茂る写真も見られるような状態ですので何も問題はないと思います。以上です。

議 長 はい、有難うございました。すいません、公文さん。

委員(3番) それでは2番と3番を説明致します。まず2番ですが、4筆有ります。資料の7-1に上段で配置図がありまして、下段に航空写真が載っております。それで場所は楮佐古川ノ内線の道路と神池線の分岐点に当たるところです。そこでまず1番始めの706番の位置、場所が航空写真に①というところで農地の近くにあるわけです。農地の方向が南東から西になっておりまして、申請地自体は下段になりますので、これは特に日陰とかいうような影響はありません。ただ隣地が農地ですので、農地の所有者に同意書は貰っております。それ以外の3筆につきましてはご覧の通り周囲が全て山林になっておりますので特に問題はないと思われまして。

それから次に3番。3番は8-1、上に配置図、下段に航空写真がありまし

て、これにつきましては周囲が全て山林というようなことで特に支障が無い、問題はないと考えます。以上です。

議 長 以上、補足説明まで頂きました。ただ今より質疑を行いたいと思いますので議案第2号非農地証明願いについてのご質問がある方は挙手をお願いします。

委員 (13 番) はい。

議 長 はい、どうぞ。

委員 (13 番) 構いません。

議 長 はいどうぞ。

委員 (13 番) 資料6-1の方、265番ですか、これハウスの跡形が残っている。これ前に何かハウスがあったら出来んとか言われたことが有りますが。

議 長 村田君、分かる。

委員 (9 番) はい。このハウスは車庫、駐車場として使用したんだそうです。ハウスの右側、稲作ってある農地とハウスが建っている間、これが住宅への進入路でして、その住宅へは車は入って行けませんので、このハウスを車庫として使用していたそうです。以上です。

議 長 ハウスということやけんど、あくまでも下で農作物を作りよったハウスじゃなくてですね、車庫代わりに雨よけのためのハウスであったというふうな判断をしちゅうということよね。はい。

委員 (13 番) わかりました。

議 長 はい。

委員 (9 番) もう下はメントになってます。

議 長 コンクリ打っちゅう。
他に何かご質問ありませんか。格段無ければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

—— 異 疑 な し ——

議 長 それでは議案第2号非農地証明願いにつきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第3号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第3号農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。
1番、貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、借人、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は香北町美良布字木田2762番、地目

は田、面積は3,550㎡、成立日、解約日は平成30年3月31日、引渡日は平成30年4月1日、解約理由は借り手の変更です。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、ただ今より質疑を受けたいと思いますが、ご質問は有りませんか。格段無いようですので議案第3号につきましては報告案件です。報告のみとさせて頂きたいと思いますが、

続きまして議案第4号香美市農用地利用集積計画についての諮問でありますが、説明をお願いします。

事務局 はい、諮問第4号 農用地利用配分計画について説明致します。

ページ5ページですが、この分についてはですね、売買の案件になっております。8月の定例会で出た案件で3筆ともすでに高知県農業公社に納期が完了しております。現在。

続いてですね、本来、これから耕作する方へということで申請が出ております。1番はですね、[]さんがですね、先月説明しましたが、野菜と水稲を作るということです。

2番は楠目の[]さんがニラを栽培するということです。

3番は[]さんが水稲を栽培するということです。今回は先月と同じということでもう写真資料も添付しておりませんのでご了承下さい。

続きましてページ6ページの貸し借りの方を説明していきます。

1番は土佐山田町町田地区にある農地で、[]さんが再設定で15年借り受けます。ニラを栽培する予定となっております。この方は認定農業者であります。

2番は香北町朴ノ木にある農地で、借受人は貸付人の子供の旦那さんで無償で10年これから借り受けます。現在までですね、手伝ってここを一緒に耕作していたようです。

続きまして3番ですが、3番は香北町美良布にある農地で、[]の[]さんが3年借り受けることになっております。水稲を作付けするということです。

4番は香北町五百蔵地区にある農地で、[]が再設定で5年借り受けることになっております。

5番は香北町永野地区にある農地で、[]さんが再設定で1年借り受ける設定申請が出ております。以上が貸し借りとなります。

議長 議案第4号につきまして説明がありましたので、ただ今より、この件につきまして皆さん方より、質疑を受けたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。格段問題になるような案件ではないようにも思いますが、何かご質問があれば受けたいと思います。有りませんか。格段無いようでしたら採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異 疑 な し ——

議長 それでは議案第4号香美市農用地利用集積計画の諮問でありますが、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全 員 挙 手 ——

議長 はい、全員賛成です。右難うございました。

引き続きまして議案第5号農業振興地域整備計画の変更についてですね、説明をお願いします。

事務局 議案第5号農業振興地域整備計画の変更について説明させて頂きます。

農業振興計画の変更について香美市から農業委員会の方に諮問が有りました。その案件が15件有りまして、今回編入、軽微な変更、除外と有りますので、編入があるということでちょっと土地利用計画図とかちょっと添付させて頂いてますので、ちょっと農業振興地域、農用地について説明させて頂きます。A3の地図が有りますので、香美市の、ちょっとご覧下さい。ちょっと小さくて見えづらいとは思いますが、この黄色で囲んだところが平成23年度に香美市が農用地として指定したところです。除外とか編入というのはこれの出し入れを普段してるってところです。基本的には圃場整備10ha以上の広がりのある農地。香美市は特に中山間直接支払いの対象農地が多いので、その対象地を抜け目無く入れるってことでこういう農用地を設定しており、この青い部分がちょっと香美市の中にあるんですが、これが振興区域内ってところです。ほとんど入ってるんですけど、振興区域内でないと農用地にはまず入れないってのはあります。23年度に繁藤の方ですけど、歪に青いラインが濃くなってるんですけど、繁藤は前、農業振興地域外だったので直接支払いに入るためにはこの青い枠を広げないといけなかったのが広がってですね、その中に農用地を設定したうえでちょっとここだけ、こういうふうにその部分を取り込むために広がったということはあるんですが、基本的には合併以前からの農用地がそのまま移行されております。こういうイメージになっております。

1番の編入につきましてこの案件は土佐山田町林田にある農地で、資料が16、写真資料で16です。今回5筆編入申請が出ております。

編入の時にですね、法のどの部分に該当するかっていうのがありまして。すいません、バラバラになって、資料がですね、資料16-3、ゴシックで1枚の農業振興地域整備計画の基準っていうのがお配りしてるんですけど。議案書には第5号って書いてるんですけど、5号でも構わないですよ。林田は広がりがある農地なので1号ってことで、1号に該当するってということで編入の要件を満たすっていうふうに考えてますので、すいません、1号というふうに訂正をお願いします。林田は市街化調整区域でこの農地は土地改良事業が行っていない農地ということなんです。編入して欲しいと申請者の方から申出が有りましたので今回提案させて頂いております。

続きましてページ9ページ、軽微な変更について説明します。軽微な変更は今回1件申請がありました。資料は17になります。これは土佐山田町の加茂にある農地で、圃場整備された農地の南側の隅の方にあるところです。この農地は圃場整備はしていません。既にですね、17-2に写真がありますが、既に農業用作業場と倉庫が建っております。農業用については200㎡以内は農地法の許可がいらないってこともあって建ってはいます。ただ今回はですね、利用計画図を見て頂ければと思いますが、資材置場が2箇所増えるということで、この筆全部を利用するということで、ここで農用地の農地から軽微な変更ってことで農業用施設用地ってことで変更をする申請となっております。この農地の面積は416㎡ありますので、農業用施設用地に変更する場合であっても転用許可がいるため、今後転用申請が出てくる案件となります。変更面積は416㎡の内366㎡となっておりますけど、既に50㎡については軽微な変更で変更されてますので、残り366を変更するということになっております。周辺の農地の同意は申請上得られております。案件によってはですね、農業委員さんと推進委員さんが見て頂いておりますので補足が有ればですね、その都度お願いしたいと思っております。無ければ進めていきます。

議 長 ない、あるろう、あるろう。補足があるろう。

事 務 局 丁度ですね、この農地の周囲は鍵山推進委員の土地がありまして非常に境も分かりやすく、鍵山推進委員の説明もあってですね、今日はちょっと欠席されてますけど、場所的には分かるような話がありました。

議 長 ここには建物建っちゅうけんど、始末書はいらんか。この場合は。県はよう出てくるろう。先に建物が建ちよったら始末書いるけんね。

事 務 局 先に法違反ということで建てた場合は始末書等があるんですけど、まず軽微な変更で50㎡は許可を得てるということと、現時点の建物は200㎡以内なので農地法の許可が要らないということで現時点においては始末書は出ておりません。

議 長 はい。その始末書についてはいる、いないについては本人が確認するものではなくて委員会が必要ですよと言えば提出してこなあいなあね。

事 務 局 はい。
 続きまして除外の案件に移らせて頂きます。まず1番ですが、資料は18となります。1番は土佐山田町楠目油石地区にある農地で、ここに分家住宅を建築する予定です。18-2に土地利用計画図がございます。ここもですね、既に既存の農業用倉庫が建っております。今回その西側にその農業用倉庫も含めてですね、西側に住宅を建築する予定です。周辺の隣地の農地所有者の同意は得られております。改良事業は行っていない土地です。市街化調整区域であるため分家等でないと家が建たない地域です。県の都市計画課とは協議が行われて、済んでるということです。宮地委員、何か補足はありますか。現地には堤委員と宮地委員に来て頂いておって、特に問題ないということで今回提出させて頂いております。

委員 (13 番) お孫さんということ。■■■さんのお孫さんがここへ建てるということ。

事 務 局 転用者は申請者のお孫さんになるということです。直系親族ということでは分家住宅が認められるということになります。
 次2番に移らせて頂きます。2番は土佐山田町佐野の土地です。資料は19となります。先月非農地証明を手続きをしたところでした。現況は雑種地と山林ということになります。非農地であるため除外をするということに申請が出ております。地図で19-1に、直接は関係ないんですけど、黄色いライン引いてますけど、ここがですね、国道が新しい計画道路になります。ここを通るということです。場所的に。今回非農地で除外で、直接次の転用っていうか、作ることはもう農地法の許可っていうのは関係ないんですけど。除外後ですね、申請者はここへ墓地を建設する予定となっております。既存の墓地はですね、国道の道路用地となるために移設する必要があるということで土地を探しておってこの非農地を計画してるっていうことです。この土地が収用適用ではない。通常の申請っていうか非農地っていう事ではやっていくんですけど、そういう理由があってここを非農地にしたっていうところがあります。以上です。
 続きまして3番。資料は20になります。土地は土佐山田町神通寺にあります農地で、以前、非農地証明をしたところです。写真のとおりですね、倉庫が建ってまして、この区画だけ、分筆してますので、もう農地は無いとなるんで除外ということで申請が出ております。今後は一般倉庫として使用するそうです。以上となります。
 4番、4番はですね、香北町美良布の農地です。資料は21となります。ここに一般住宅を建設する予定です。航空写真と地図ではこの同じ筆だった南側にですね、既に姉妹の家が建ってまして、写真資料、資料21-2をちょっと見て頂くと右側に家があるんですけど、ここは同じ筆を以前分筆して姉妹の家を建てたそうです。今回は北側に転用者の奥さんの実家、親の土地を借りて建てるっていうことになります。北側は奥さんの実家となるそうです。
 小松委員、補足はありますか。

委員 (15 番) これは2年位前に宅地への申請が出ておりまして、昨年度、宅地が出来ております。そしてその隣へ同じ娘さんの、姉妹の家を建てるということです。姉妹2人の家が揃って建つということですよ。

議 長 はい。

事 務 局 続きまして5番になりますが、5番はですね、香北町美良布の農地で、資料は22となります。こちらは太陽光発電施設を建設する予定となっております。地図ではですね、宅地が、■■■■さんという宅地があります。航空写真ではその部分にはもう家がないとこです。ここも含めて太陽光発電施設が出来る計画です。計画図は22-5で1ページごと見て頂くとわかります。ほぼ全面にパネルを設置する予定です。周辺はですね、農地の所有者の同意は得られております。ただ、以前ですね、北側に、ここに市営住宅があります。地図の方で見ると市営上町団地、南棟、北棟とかありますが、ここに市営住宅があります。このそういう計画の時に反対があったと話は聞いております。この■■■■って言うところですが、住民説明会も行ったということは聞いております。6月の市議会の一一般質問でもですね、この場所について議員の方からですね、住民の反対があれば規制できる法律はないかというような質問がありましたけど、農地法に置いては周辺農地の営農に支障がなければ、基本的には許可となるよという回答はしております。その後ですね、反対が継続してると言うのは聞いてませんが、そこまでは今のところ把握はしていません。ただこの農地は、写真を見て頂くと遊休農地化している農地もあります。こういう状況です。

委員 (16 番) ちょっとこれね。22-2、土地の住所が有瀬になっちゃうが、間違えじゃない。

事 務 局 はい、すいません。香北町有瀬になっていますけど、香北町美良布、後全て関係してるところは同じ所在地ですので、すいません。

議 長 有瀬が美良布になるが。

事 務 局 はい、そうです。ここについては周辺農地の所有者の同意は得られておりますので、特に問題は無くなっていくと思っておりますが、ここがですね、転用できるっていうのはやっぱり市役所から近いと、3種、2種にあたる、農地区分という3種、2種っていうのにあたるんですけど、今後ですね、市としてもここについてはではなくてですね、守るべき農地があればですね、農振農用地から外すとやっぱり転用できるので農振農用地を外さないっていうようなことも今後は守るべき農地があればですね、圃場整備してる農地とかあればですね、検討していかないといけないかというところは市の方では検討しているところです。今回すぐというわけではないですけど、そういう太陽光っていうのが最近出てきますので圃場整備についても駅から近いとか市役所の近くはちょっとないと思っておりますけど、駅から近い場合、圃場整備しておっても、2種、3種になれば転用可能となってきますので、そこで守るべき農地であれば、農用地を外さないこともあるかと思っておりますので、ここは以上です。

委員 (15 番) この現場ですけど、市役所に近いということですけど現場へ行って見て頂いたら分かると思いますが、土地も狭いし、うーんと曲りくねっています。その中程、川が流れておりますけど、どうしてここがこういうふうになってきたかと言いましたら、水の便利が悪いです。左側に川は通ってますけど、農地より下にあるわけで。それから水路がずっと川上様から引いてますけど、この端っこまでは水がきつきにくいと。自分が入ってから、もう5年位パトロールでき

つちり見に行ったところですが、条件的にはものすごく条件が悪いです。中心部でありながら条件が悪いです。そういうことです。

事務局

はい、すいません。ちょっと抜かしておりまして、ここ、筆の内4筆はすでに遊休農地の第1号遊休農地になっておりますので、そういった遊休化してる土地ということになります。

続きまして6番ですが、6番は香北町岩改の農地です。資料は23となります。周囲は山林に囲まれております。写真を見て頂くとすでに植林しています。ただ植林して15年以上は経過していないため、非農地証明はできないと回答して、今後除外後転用申請が出てくるということです。既に市長に対して始末書が提出されております。以上です。

委員 (15 番)

この件につきましては前回農地からの転用が出来ておりました。それを[]の[]さんが山林として譲り受けるような格好となっております。

事務局

7番ですが、7番は香北町白川にある農地です。資料は24です。議案書に書いてますが、ここは実際は転用許可不要ということで農振除外の必要性もないんですが、県の方で届出っていうのがありまして、その届出をする際に農振除外の申請をすることを条件としてますので、申請者は、申請をしております。写真24-2を見て頂くともうすでにKDDIの携帯の局が設置されております。これは許可不用なので違反転用ではない。公共と同じようなもので許可なしでできるっていうふうになっております。

続きまして8番ですが、8番は香北町有瀬にある土地です。資料は25になります。ここは既にもう登記も原野になっています。登記が原野ですけど、農振農用地なので除外申請が出てきてるってことです。どうして原野になったかと言いますと地積調査が徐々にその区域によっては入ってますので、地籍調査は現況が原野であれば原野で登記しますし、山林であれば山林っていうことになりますので、登記が原野になってると、現況も原野なので農振から外しても問題ないだろうということで申請が出ております。

9番は香北町永野の農地です。資料は26で何も付いてないですけど、大元寺の墓地を設置する予定です。ただですね、土地利用計画図や色々測量図面が提出されてなくてですね、あと市の環境上下水道課とも墓地の設置協議も行っていませんので今回は却下のような判断をして頂ければと思っておりますが、申請出てますので、諮問のリストに上げらせて頂いてます。今後ですね、資料が揃えれば、また諮問としてですね、審議として頂ければと思っております。

10番ですが、10番は香北町根須にある農地です。資料は27となります。11番も転用申請においては一体的に転用申請が出ますので、11番も併せてご覧ください。11番の資料は28となります。申請内容としましては転用者が[]ですので既存の[]の施設があるんですけど、地図で言うと申請地の右側の方に[]というのがあると思いますが、そこが老朽化してまして、新たに道に近い方に建設したいということで申請が出ております。27-3に土地利用計画図があります。周辺の農地の同意は全て得られておるということです。以上となります。

続きまして12ですが、12はですね、香北町根須にある農地です。資料は29です。太陽光発電施設の設置を計画しているところです。周辺の農地の所有者の同意は得られております。場所はですね、国道のこっちから行くと左側になります。既に手前に雑種地があったんですけど、そこは太陽光になっているところです。それを過ぎたところの農地です。こちらの申請は3筆を太陽光で、この後の13、14で出てきますけど、こちらもほぼ同じ筆で、この地図の南側の筆は申請地でございます。転用者は同じ[]。転用申請としては2箇所別に出てくるんですけど、ほぼ同時期に12、13、14というのが出てきます。いずれも周辺の農地の所有者の同意が得ら

れております。以上となりますが、

委員 (10 番)

宗石です。ちょっと聞いたところによりますと最近の太陽光は真上から当たって真上に光が返るそうで近所にお家があっても眩しいとかそういうのが無いように設計されているということですので、この根須の場合も国道もありますし、家もたくさんありますけれども、かえって荒れてるよりはすっきりするんじゃないかと思っております。また、■■■■さんにちょっと聞いたところによりますと隣の田んぼがどうしても判を押さない場合には本人が買って1m位ずーと買って隣を無くしてから転用するという方法を取るらしいですので、非常に業者もなかなか考えております。以上です。

事務局

すいません、最後の15番ですけど、15番は物部町市宇にある農地で、こちらもKIDDIの電波局になります。こちらも先程と同等に既に設置されておりまして転用許可不用の案件です。ただ県の受理が必要な除外申請が必要ということで提出されております。以上です。

議長

以上説明が有りました。転用の件については毎月有りませんので、若干時間もかかりましたけれども、皆さん方からただ今より質疑を行いたいと思います。皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。格段有りませんか。事務局の方から説明があった9番の案件です。■■■■、これはお墓を設置するというで周辺の同意が得られてないということもありますが、得られてない関係で農業委員会がですね、得られてないものを許可を出すということも若干おかしいと思います。改めて出して頂きたいという事務局の方からですね、話も有りましたので、この点につきまして皆さん方から、地元の方がたくさんおるかも分かりませんが、お墓も必要なもんやき、認めちゃりやとかいうご意見もあればですね、出して頂き、けれども同意が無いものは農業委員会としては認めるわけにはいきませんよと言う判断をするのか、そこは今日の会でですね、一応どちらかに選ばないかんと思っております。皆さん方のご意見があれば出して頂きたいと思います。

委員 (16 番)

はい。

議長

はい、どうぞ、門脇君。

委員 (16 番)

お寺の希望としたら一括した形で申請をしたいと希望を持っていますか、それとも分筆ではないんですけど、許可が得るところだけでもやりたいという希望を持ってるんですか。その点はどうでしょう。

事務局

申請時においてはですね、全筆ですけど、実際ですね、計画自体もまだできてないみたいです。この段階で年2回ということで申請地だけで登記簿だけつけて計画書も無く、必要書類も提出されてないので判断のしようがないっていうことで、ただ申請も出てきてるのでまた半年後になるので審議には上げてますけど基本的に次、県に行く時も審議ができない、資料不足でして、申請者も分かかってまして、現在測量もしてるようです。資料が整えばまた、随時でもいいですけど、また、こちらの定例会に提案させて頂いてみようかと思っておるところです。

議長

私の判断というたらおかしいですけど、事務局の方からですね、資料が整って無いということもあればですね、これから、そんなに、急に、慌てて、せなあいかんというふうな判断も出来んと思いますので今回については取り下げをして頂いてですね、次回にまた再提出をして頂くということでこの案件については農業委員会としては否決をしてですね、いきたいという思いはもってます。

皆さん方からご意見があればですね、受けたいと思います。格段無ければそういう採決の仕方でご異議ございませんか。

——異 疑 な し ——

議 長 異議が無いようですので、9番は否決、そしてその他の件については皆さん方から何かご質問は有りませんか。格段無いようでしたら採決に入りたいと思いますけどもそれで構いませんか。

——異 疑 な し ——

議 長 はい、そのような判断をさせていただきますので。9番は否決。あとの案件については許可相当というふうに思いますのでそういう判断で賛成の方の挙手をお願いをします。

——全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成でありますのでそういうふうに採決させていただきました。有難うございました。

その他の件についてはですね、あと意見交換会を例のように持ちたいと思いますので、その中で私が最初に言いました、新しく取り組む案件というか事業についてですね、説明をしたいと思います。それで少し、5分程度休憩をして次の意見交換会に進みたいと思いますのでよろしくお願いします。

閉会 (14時36分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長 原 心 一 

署 名 人 森 豊 正 

署 名 人 水 田 義 郎 